◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第373号（H28.10.21）◆◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

1.重大事故等情報＝1件（10月14日～10月20日分）

(1)法人タクシーの死傷事故

2. タクシー公定幅運賃の見直しについて【新着情報】

3. 平成27年度乗合バス事業の収支状況について【新着情報】

4.「道路運送法の一部を改正する法律案」を閣議決定【新着情報】

5.「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正案のパブリックコメント募集について【新着情報】

6. 旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令案等のパブリックコメント募集について【新着情報】

7.車両故障等の緊急時における安全確保について通達を発出（中部運輸局発）

8.高速道路における安全確保の徹底について

9.「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく貸切バス事業者の認定について

10.訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定期間の延長について

11.冷蔵冷凍車の冷凍機の電気配線の安全確保について

12.事業用自動車の安全確保の徹底について

◇◇

【1.重大事故等情報＝1件】（10月14日～10月20日分）

(1) 10月20日（木）午前2時39分頃、北海道の市道交差点において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、右側より横断歩道を横断してきた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

当該タクシーのドライブレコーダーによると、タクシー側が青信号だった模様。

上記1件の死傷者数計：死亡1名、重傷0名、軽傷0名（速報値）

◇◇

【2.タクシー公定幅運賃の見直しについて】（新着情報）

タクシー運賃については、公定幅運賃制度の導入により、下限割れ運賃を設定しているタクシー車両は徐々に減少しており、過度な運賃競争が是正されてきています。
こうした状況や、大阪高裁等で確定したタクシー運賃変更命令差止請求訴訟に対する判決の趣旨を踏まえ、タクシー利用者の利便性向上等の観点から、下限割れ事業者が存在する地域において、下限割れ事業者の経営実態を考慮しつつ、下限運賃の見直しを行いました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000250.html

◇◇
【3.平成27年度乗合バス事業の収支状況について】
（新着情報）

＜全事業者の概況＞
○収　　　入 ： 収入については、前年度と比較して1.3%の微増。
○支　　　出 ： 支出については、前年度と比較して0.5%の微減。
○経常収支率 ： 前年度から1.8ポイント改善して97.0%。黒字事業者は87者〔80者〕で、調査対象事業者全体の35.1%〔33.3%〕。

（調査対象事業者は、保有車両数30両以上の248者〔240者〕）
（注）調査対象事業者数は、ブロック毎の事業者数の合計の値であり、〔　　〕内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除き本店所在地で集計した結果の事業者数を示す。

1.事業主体別の収支状況等について
●民営バスの経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ上昇（96.0%→97.5%）。
●公営バスの経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ上昇（92.4%→95.1%）。
●公営バスの経常収支率(95.1%)が95%を超え、民営バスの経常収支率(97.5%)との差は、15年前と比べ大きく縮小。

2.大都市部とその他地域について
●大都市部の経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ上昇（101.3%→103.2%）。
●その他地域の経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ上昇（86.8%→88.3%）。
●大都市部の経常収支率（103.2%）が、昨年度に引き続き100%を超え、その他

地域の経常収支率（88.3%）との差は拡大。

※大都市部（三大都市圏）とは、千葉、武相（東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県）、京浜（東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市）、東海（愛知県、三重県及び岐阜県）、京阪神（大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域））ブロックの集計値。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000249.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【4.「道路運送法の一部を改正する法律案」を閣議決定】（新着情報）

本年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて民間指定機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000247.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【5.「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正案のパブリックコメント募集について】（新着情報）

国土交通省では、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正を予定しております。
つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。
皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させて頂きます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155160934&Mode=0

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【6.旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令案等のパブリックコメン

ト募集について】（新着情報）

国土交通省では、旅客自動車運送事業運輸規則、道路運送車両の保安基準、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針等の一部を改正することを予定しております。
つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。
皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させて頂きます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155160933&Mode=0

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【7.車両故障等の緊急時における安全確保について通達を発出（中部運輸局発）】
（配信日：H28.10.14）

4月22日、岐阜県高山市清見町の東海北陸自動車道上り線飛騨清見ＩＣにおいて、エンジンの警告灯が点灯しているにも関わらず、路肩等に停車するなどの適切な安全対策を講じずに運行を継続した結果、エンジンがオーバーヒートの状態となり、車内に白煙が上がるとともに、乗客の足下にある温風吹き出し口から熱せられた不凍液が噴き出し、乗客14名が火傷を負うという事故が発生しました。
エンジンの故障を示す警報装置が作動しているにも関わらず、運行を継続し、乗客にケガを負わせることはプロドライバーとしての意識の欠如であるとともに、自動車運送事業者の社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。
このため、重大事故を防止し、乗客乗員等に死傷者を発生させることがないよう、バス事業者においては、下記の点を参考に運転者を指導されるとともに輸送の安全確保に万全を期されたい。

記

1.警告灯の点灯等、故障や車両の異常を認識した場合は、速やかに安全な場所に車両を停車させ、適切な安全確保措置を講じることについて、公益社団法人日本バス協会発行の「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を参考にするなどして、運転者を指導すること。

2.必要な安全確保措置を講じた後は、速やかに運行管理者や道路管理者等と連絡を取り、対応について指示を受けるよう、運転者を指導すること。

3.日常点検の重要性を運転者に理解させるとともに、日常点検方法について、再度、整備管理者から運転者を指導すること。

4.事業者は整備事業者に対して当該事案を知らせ､今後の定期点検等における確実な点検・整備を依頼すること。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【8.高速道路における安全確保の徹底について】
（配信日：H28.10.7）

10月2日、愛知県岡崎市駒立町の新東名高速道路上り線において、路肩に停車していた高速乗合バスに大型トラックが追突し、車外に出ていたバスの運転者2名が死亡し、バスの乗客2名とトラック運転者の計3名が軽傷を負うという重大事故が発生したことから、高速道路における安全確保に万全を期すよう、関係団体あて通知しましたので、お知らせします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000267.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【9.「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく貸切バス事業者の認定について】
（配信日：H28.10.7）

公益社団法人日本バス協会において実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づき、安全確保への取組状況が優良な貸切バス事業者について、貸切バス事業者安全性評価認定委員会にて平成28年度の認定が行われましたので、お知らせいたします。

○　認定年月日　平成28年9月29日（木）
○　平成28年度認定事業者　548事業者
（一ッ星（★）328社、二ッ星（★★）105社、三ッ星（★★★115社））
○　総認定事業者　1,032事業者

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000246.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【10.訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定期間の延長につい

て】
（配信日：H28.10.7）

国土交通省は、増加する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域を設定する措置を平成28年9月末まで講じているところですが、最近の需要動向を踏まえ、設定期間を来年3月末まで延長します。

訪日外国人旅行者は、平成28年においても増加しているところです。このため、安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の需要に適切に対応することを目的として、訪日外国人旅行者向け臨時営業区域について、平成29年度3月末まで設定できることといたします。
なお、臨時営業区域を設定している貸切バス事業者は420社（6,894両）で、当該措置による輸送人員は累計で約150万人となっております　（数値はいずれも本年8月末現在）。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000245.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【11.冷蔵冷凍車の冷凍機の電気配線の安全確保について】
（配信日：H28.9.30）

平成27年7月31日、北海道苫小牧市苫小牧港沖45海里付近で発生した旅客フェリーさんふらわあ だいせつ火災事故について、「旅客フェリーさんふらわあ だいせつ火災事故に係る船舶事故調査について（経過報告）」が公表されたことを踏まえ、関係者に対し注意喚起を行いましたので、お知らせします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000265.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【12.事業用自動車の安全確保の徹底について】
（配信日：H28.9.23）

事業用自動車については、本年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバスの転落事故や3月17日に広島県東広島市で発生した中型トラックの追突事故等社会的に影響の大きい事故が発生しており、また、最近においても、乗合バスの運転者が運行中に携帯電話を操作していた事案や運転者が乗務前点呼でアルコールが検出されたたものの、そのまま運行した事案等が発生していることから、「平成28年秋の全国交通安全運動」が9月21日（水）から30日（金）まで実施される

ことを踏まえ、運行管理の確実な実施、社内の安全意識の徹底等、事業用自動車の安全確保の徹底について関係団体あてに通知しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000262.html

◇◇
【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】
　発行　国土交通省自動車局安全政策課
　＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
　　よくある質問（配信登録の解除方法等）
　（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
　＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
　　配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
　（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
　＊自動車局ホームページ
　（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

　＊自動車の不具合情報はこちら
　　最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
　　・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
　　・フリーダイヤル受付　0120－744－960
　　　　　　　　　　　　（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
　　・自動音声受付　　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

　＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
　　使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆